

環境の保全の見地からの意見

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成 23 年 7 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価準備書の作成にあたり、名古屋市域に関わる事項として、以下についての対応が必要です。

1 事業の目的及び内容に関する事項

(1) 対象事業の目的

本事業は、高効率な発電設備への更新を目的としていることから、事業者の二酸化炭素排出量原単位の低減を通して、名古屋市域内の電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与するものである。今後、具体的な施設計画の検討にあたり、地球温暖化防止の観点から、その低減効果を明らかにするとともに、電力の安定供給体制の維持と良好な地域環境の確保の両立を前提として、二酸化炭素排出量原単位のさらなる低減に努めること。

(2) 交通に関する事項

工事中及び供用時の関係車両の主要な交通ルートについては、飛島村の対象事業実施区域を中心に約 10 km 四方の範囲の地図に整理しているため、名古屋市内では伊勢湾岸自動車道以外の交通ルートが示されていない。よって、一般国道 23 号や一般国道 302 号等を含む名古屋市内の沿道環境の資料を収集し、大気質、騒音等の沿道環境への影響に配慮して名古屋市内の交通ルート及び交通量を

設定するとともに、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

(3) 工事に関する事項

既設発電設備等の撤去工事、新たな発電設備の建設工事及び燃料ガス導管に係る工事が約5年にわたり行われることに伴って、相当量の温室効果ガス等の排出が見込まれる。よって、建設機械の稼働、建設資材の使用、建設資材等の運搬及び廃棄物等の発生のそれぞれの側面から、温室効果ガス等の排出を抑制する対策を検討し、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。

2 予測・評価等に関する事項

大気質における気象の現地調査について、高層気象観測を実施する期間がそれぞれの季節を代表する時期であることを検証するため、天気図を収集・整理すること。

3 その他

(1) ラムサール条約登録湿地（藤前干潟）に飛来する鳥類及び生息する水生生物等への影響について、工事中及び供用時に影響が及ばないとする理由を明らかにすること。

(2) 図表に記載している数値等については、必要に応じて丁寧に説明するなど分かりやすい図書の作成に努めること。

(3) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。